

米国の障害学生の判例からみる合理的配慮に関する考察

都築 繁幸

名誉教授

Consideration on Reasonable Accommodation for Student with Disabilities of Higher Education in the U.S.A.

Shigeyuki TSUZUKI

Professor Emeritus of Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

I. はじめに

米国では、1973年にリハビリテーション法を改正し、1990年に米国障害者法（以下、ADA）を制定し、障害を理由に参加を拒否したり、利益の享受を拒むなど障害者の差別を禁止している。その後、連邦最高裁判所において差別的取扱いを受けたと主張する者が「障害者」ではないとして訴訟で次々と敗訴する事態が生じた。そこで米国連邦議会は、ADAの制定当初の意図に立ち返り、障害者の保護を形骸化させてしまった、誤った連邦最高裁判所の判決を覆す議論を開始した。そして、2008年9月25日にADAを改正し、今日に至っている（都築、2015b）。

我が国は、2007年9月に国連の「障害者権利条約」に署名した。しかし、障害者の差別に関する法律が未整備であったために批准には至らなかった。その一例を示せば、これまでも高等教育機関は障害学生を受け入れてきた実績はあるが、法的根拠に基づいたものではなかった点である。こうしたことを含め、諸々の国内法の整備が必要となった。文部科学省は、障害のある学生に対する修学支援の在り方と具体的な方策の検討を行い、2012年に「第一次まとめ」を公表し、障害者の差別に関する法令の足固めを行った。国内法の整備を受け、2013年6月に障害者差別解消法が制定された。2013年12月に参議院で「障害者権利条約」の批准案が可決され、2014年1月に障害者権利条約に批准した。2016年4月から障害者差別解消法が施行され、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が法的に義務ないし努力義務となり、高等教育機関においても一定の取組が求められている。このように法的整備により「慈善の支援から公的な支援」に転換した（都築、2014）

前述した「第1次まとめ」が示されてから5年後の2017年4月に「第二次まとめ」が公表された。この背景

として、この間、障害学生の在籍者数が急激に増加し、大学等の現場で求められる修学支援を行うための知見や経験、施設・設備、人員が不足しており、合理的配慮の内容をどのように決定するのか、どの程度まで行う必要があるのか、内容について不服申立てがあった場合の対応はどのようにするのかなど、判断に窮する場面が多く生じていることを挙げている。

我が国の大学等に求められる環境整備や配慮事項を考えていくために米国の障害学生の裁判事例を紹介した（都築、2017a）。ADAの改正が議論された2008年前後には障害の再定義を巡って、学習障害学生の支援が再び、クローズアップされた。学習障害（LD）や注意欠如障害（ADD）の学生は、以前には良い成績を發揮できなかったが、ADA（1990）が制定されてからは、彼らの実力を發揮する機会が得られるようになり、合理的配慮が大学での修学に大きな後押しとなっていた。その一方、診断や合理的配慮がすべて正当であるとは言えない場合もあり、学生が申し立てを行う場合、「障害学生」であるかどうか常に争点となっていた（都築、2017c）。更に、「退学」する学生の中で、その後に学習障害であることがわかった場合に復学を認めるべきかどうか、学生に学習障害を知らせるべきかどうか、メンタルヘルスの症状を知らずに大学側が誤った支援をしているかもしれない、などの新たな課題も見られるようになった（都築、2017e）。

我が国においては、障害者差別解消法が施行されてから約2年が経過しようとしているが、大学教育界を揺るがすような訴訟はみられないようである（都築、2017d）。しかし、「第二次まとめ」の指摘にあるように判断に窮する場面は多くあるものと推測される。

そこで、米国の障害学生の裁判事例のうち、発達障害や精神健康（メンタルヘルス）面に困難さがある学生の事例を取り上げ、我が国の障害学生支援の充実に資するための基礎資料を提供する。

本稿では、1)精神健康に問題を抱える学生、注意障害／読字障害の学生、アスペルガー症候群の学生の不服の申し立ての例、2)合理的配慮とは何かを考えさせる判例、3)精神健康に問題を抱える学生や発達障害の学生の訴訟例を紹介し、今後、我が国で問題とされる合理的配慮の内容について不服申立てがあった場合の対応等に関する基礎資料を提示する。

本稿は、法学の立場から論考するのではなく、障害者教育・福祉学の立場から述べ、我が国の障害学生支援体制の充実・発展を願って追究するものである。

II. 精神健康に問題を抱える学生、注意障害／読字障害の学生、アスペルガー症候群の学生の不服の申し立ての例

精神健康に問題を抱える学生、注意障害／読字障害の学生、アスペルガー症候群の学生は、行動面および行為面にその問題が示される場合が多い。例えば、学生がキャンパスの行動規範に違反している。学生が出席要件を満たしていない。学生がうつ状態であり、そのことにより学生の本分が果たせず、授業で要求しているものに応じられない。学生に自殺念慮がある、または自傷行為を行っている、などである。障害学生が他の学生の学習体験を妨害しているなど、他の学生の混乱を招いている。当人または他者を危険にさらしている、などである。

以下のものは、Rothstein (2013) が示したものであり、我が国において障害学生の出席、評価、安全を考えていく上で参考になる。

(1) 出席の扱いをどうするか

女子学生AはU州立大学に歴史専攻の学生として入学した。Aは、前期に不安やうつ症状を経験し、その結果、授業の大半を欠席してしまった。Aが復帰し、授業に始まった時、ある教授は、Aにその授業は落第とする(単位は不可)ことを伝え、Aへの配慮を拒否した。また、その教授は、授業のときに他の学生の前でAを馬鹿にする発言もした。その夏、Aは自殺を図った。秋学期に復帰したが、秋学期に入院したために再度、出席率の問題が生じた。Aは、薬による副作用のために授業に遅れてしまうこともあった。Aは、投薬によって生ずる問題についての医師の証明書を教授に提出した。教授はAに単位認定のための課題(アサインメント)を終わらせるために追加の時間を与えなかった。Aは、この教授のとした評価方法の苦情を学部長に訴えたが、学部長はAを叱責した。Aは、成績基準を満たさず、春学期の登録を許可されなかった。Aは、リハビリテーション法504条およびADAに違反するとして大学を訴えた。

(2) 評価をどのように扱うか

学生Bは、V法学部に入学した。Bは、自分の目標が大手の法律事務所で実務の実習を積むことであり、そのためには優秀な成績をとることが要件であることを理解していた。Bは、入学直後にV法学部に配慮に関する要請を特段に行わなかった。最初の学期の試験の成績は、B評価が1つ、D評価が1つ、それ以外はC評価であった。試験直後の1月にBは、かかりつけの医師から診断され、自分がADDとディスレクシアを患っているがわかった。Bは、このことを証明する書類を学生支援室に提出し、次のことを要請した。1)試験の時には、試験時間の制限なく、学生の都合に応じて自宅で試験を行えるようにする、2)必須単位の授業である模擬裁判の議論を免除する、および卒業要件を緩和する、3)評価がC以下の授業を再履修できるように成績表から最初の成績を削除してもらうように要請した。Bの大学では、卒業要件を緩和すると正規学生とはならない規程になっていた。学生ローンや奨学金を受けていたBは、このままではローン等が解除されてしまい、学生生活を続けられない可能性が生じた。Bは、正規学生として登録しなければ学生ローンや奨学金の対象にはならないとする大学の財務ローンに関する規則の免除も求めた。これらの要請を大学は認めなかったのでBは、裁判所に不服の申し立てを行った。

(3) 周囲の学生の危険等をどのように回避するか

CはW州立大学に入学した。Cはアスペルガー症候群として診断され、合併症としてLDが認められていた。Cは障害学生支援室に配慮を申請した。障害学生支援室は、学生の履修計画に配慮を行うために調整を図った。教授、クラスメート、クラス外の知り合いの学生は、Cの行動に懸念を示した。Cは、挙手せずに授業中につぶやいたり、侮辱されたと感じた場合に相手の学生に何らかの方法で叫んだり、試験時間の延長を認めない教授に大きな声を出したりしたこともあった。学内のある講演会でCは話者に向かって叫んだために会場から連れ出された。この行動が理由により、Cの在籍の登録が抹消された。Cは、この退学処分に対して裁判所に不服の申し立てを行った。

III. 合理的配慮とは何かを考えさせる判例

合理的配慮は、障害者権利条約においては、「障害者にとって必要かつ適当な変更及び調整であり、過重な負担のない範囲で個別に必要なものである」を旨として定義されている。ADAでは、「障害者に対する差別を避けるために規定、方法、手続きに合理的な修正を加えるものであり、これらの修正がサービスやプログラム、活動そのものの本質を根本的に変えてしまうものである場合にはこの限りではない」を旨として定義

されている。

ここで問題になるのは、大学当局が、ADAで示された「平等な権利を行使するために必要な変更」を行った場合に、障害学生である当事者がその変更で満足するかどうか、すなわち、「障害のない学生と同等に効果的な参加の機会が保証されているかどうか」という点である（都築、2017b）。

以下の判例は、Rothstein（2013）が示したものであり、我が国において障害学生の実習、教材の提示（教育方法）、学内の環境を考えていく上で参考になろう。

(1) 乳がんの学生が臨床実習でハラスメントを受けたかどうかを巡る判例

看護学の学士号を取得したDは、X大学院修士課程麻酔学専攻に入学した。Dは、乳がんの手術を受けていた。教室で開講された授業の成績は良好であったが、臨床実習ローテーション¹⁾で困難に直面した。

第1ローテーションの実習でDは、乳がんの手術のために片方の腕が弱くなり、その腕を動かせる範囲が狭まり、こわばるようになったことを指導者に伝えた。実習指導者たちはその後、Dの腕の動きに制約があるために必要な技術が修得できないのではないか、と言い始めた。Aは、こうした処遇（接し方）に苦情を申し立てたが、実習指導者はほとんど反応を示さなかった。

第2ローテーション実習では、Aは業績改善計画²⁾（PIP）に配属された。Dは、PIPの対象となったのは、第1ローテーションの指導者が第2ローテーション先の指導者にAがうまくできないことを申し送ったためである、と主張した。Dは、再度、この処遇に対して苦情を申し立てたが、指導者からはこれといった反応が得られなかった。

その同日の第3ローテーション先でDは、投薬ミスをして2回犯してしまった。

これらの事態を巡り、X大学は3段階の手続きによる審理を行った後にDに退学を告げた。Dは、退学の不当性を巡って大学を訴えた。

連邦地方裁判所は、Dが訴えたりハビリテーション改正法504条および米国障害者法（ADA）第2編に対する「異なる扱いと不利な環境、そして契約違反」という三つの申し立てを検証した。X大学は、Dが障害を抱えていた点を争点とするのではなく、修士課程を修了する要件を満たしていなかったという理由で略式判決を要求した。

裁判所は、契約違反の申し立てに関し、「学生を退学させるかどうか、という決定は、理にかなっており、事実に基づく合理的な根拠があったかどうか」が問題であるとし、次のように述べた。

裁判官に学問的な決定の内容を検討するように求められたとき、…裁判官らは教授陣の専門的判

断に大いに敬意を表すべきである。許容されている学問的基準からの本質的な逸脱でない限り、責任者又は当該の委員会が実際に専門的判断を行わなかったことを論証して、専門的判断を覆すことはない。

裁判所は、この基準を原告の契約違反の申し立てに適用し、略式判決を求めるX大学の申し立てを認めた。

次に、不利な環境の申し立てに関し、裁判所は、学問への尊敬を適用して欲しい、というX大学の提案を認めなかった。適正な手続きの過程の中でのX大学の純粋な学問的な決定に敬意を払うが、もしそのような敬意が別個の差別の検証を要求する状況にまで拡大されることになるならば、X大学が差別的な理由で生じた行動もDが修士課程学生として学ぶ資格要件を満たしていなかったと主張することで覆い隠してしまうと裁判所は説明した。その一方、Dが差別されたと主張するときには、Dが修士課程で学ぶ資格を有しているかどうかを別個に評価する必要がある、とした。

異なる扱いの申し立てに関し、裁判所は、1972年の教育法改正の第IX編のもとでの性差別の申し立て³⁾に適用されたものと同様の検証を行った。Dは明らかに差別を受けたと主張しているが、1)従来の米国障害者法の「異なる扱い」の判例、2)大学のDへの適正な手続きが高準位であったこと、3)Dの投薬ミスの影響の程度、から考えてDの退学が障害者差別によって決定されたという事実を立証できなかったと結論づけて、X大学の略式判決の要求を認めた。その根拠は、次のようである。

Dは、数か月にわたる臨床実習ローテーションの間にDの行為に関して間欠的に言われた、それぞれのコメントを説明したにとどまり、それらのコメントはDに脅威や侮辱を与えるものでもDの修士課程への学びを妨げるものでもない。Dが十分に厳しいハラスメントを受けたことは、合理性があるとする陪審員の考えを支持することはできない。

(2) 視覚障害学生にアクセスできない教材を使って講義をすすめてしまい、単位を認定するかどうかを巡る判例

視覚障害学生のEは、Y大学動物学部で動物学を専攻していた。Eは、Y大学側が意図的に無関心を装って教室や実験室に必要な補助の提供あるいは変更（我が国では、合理的配慮に相当する）を行わなかったとし、米国障害者法第2編と1973年のリハビリテーション改正法第504条に故意に違反したと主張した。

Eは、Y大学側が教授陣に示したEへの変更は、1)リッチテキスト形式であらゆる教材を提供すること、2)試験や小テストで他の学生の2倍の時間を与えること、の二つだけである、とする文書を訴状とともに裁判所に送付した。Eは、点字の教科書、立体グラフィッ

クス、付添人、適切な教材または学習管理ソフトへのアクセスなどの変更が必要であると教授陣に申し出ていたが、Y大学側の文書には、これらが全く言及されていなかった。教授陣は、レポート等の課題の管理にLearnSmart⁴⁾を使用していたが、これはEにとってはアクセスができないものと判断し、Eを実験に完全に参加することを許可していなかった。

このことは明らかに問題である、とE及び一部の教員、大学院生助手は、Y大学側に注意を喚起した。Eは解決策を提案していたが、Y大学側はこれらの通告や忠告に対応しなかった。Eは、他大学ではアクセス可能な支援技術が使用されているにもかかわらず、Y大学はEがアクセスできないために支援技術を使用したいという権利を故意に無視して、支援技術を使用しないという決定を下したと主張した。

Eは、自分の成績の抹消、学費と経費の払い戻し、補償的損害賠償、弁護士費用、すべての教室および実験室が適切に効果的に変更され、調整されるという合理的配慮を受けようとした。

2014年4月7日、米国政府は、当事者の意見も含め、幅広い観点からEの問題に対する調査を開始した。2014年4月23日、連邦地方裁判所は、これ以上、訴訟を続けずに当事者団体であるNFB（全国視覚障害者連合）と米国政府がこの問題を解決できる機会をY大学に設けた。Y大学はNFBからの申し立てに対して回答を出さず、NFBの申し立てを棄却する申し立てを行わなかった。

同年6月25日、米国司法省はY大学の対応が米国障害者法第2編に違反する、とNFBに通告した。米国司法省は、Y大学の以下の行動が違反行動であるとした。

- 1) 学習障害、聴覚障害、視覚障害の学生がアクセスできない支援技術を使用した、
- 2) 障害者と交信する場合、他の学生と同様に効果的に補助サービスを提供しなかった、
- 3) 障害に基づく差別を避けるための必要に応じた方針、慣習、手続きの合理的な修正を行わなかった、という点である。

2014年末時点でNFBと米国司法省は合意に至っていない。2015年5月12日、米国政府は原告弁護人の合意のもとに、NFBと米国司法省との間で合意が得られるように、連邦地方裁判所に介入すべきだという申し立てを提出した。

(3) 脊椎に障害がある学生に対するバリア除去を巡る判例

脊椎に障害があるFは、移動用の車椅子とトイレ用のカテーターつき袋⁵⁾を使用しながらZ大学で学んでいる。Z大学には、幾つかのバリア（障壁）があり、Fは大学にそれらを取り除くことを要求したが、Z大学

がそれを拒み、Fは学科・運動・学生支援プログラムにアクセスできなかった。Fは、これが米国障害者法第II編とリハビリテーション改正法第504条に違反していると主張し、Z大学を提訴した。

Fは、訴状にアクセスが不可能な移動経路、傾斜路、入口、トイレ、教室、授業が開講されている教室棟の作業テーブルや椅子などを示し、Z大学の運動場や公的なイベント会場でアクセスできない場所を詳しく説明した。例えば、Fは、授業が開講される講義棟のトイレが使用できないためにカテーター付袋が、たびたび人前であふれ出したことや、着替えをするために帰宅用の車を待っている間、自分のもらした尿の中に座っていなければならないことにより「恥、困惑、屈辱の感情」に苦しんだと主張した。Fは、適切な機がないために「教室の机を使うとき、ねじれた不自然な角度で座る」ことを余儀なくされたと主張した。それは、教室の机はEの車椅子が入れるほど十分な高さではなかったためである。特にFがコンピューターを使うのは困難であり、Fは、コンピューターのキーボードに手が届くように机の下に下半身を移動させられなかった。

2014年、Z大学とFは同意判決で合意した。この合意には急勾配の傾斜路を補修し、車椅子を増やし、スポーツ施設やその他の施設の付添いの座席を増やし、教室棟とスポーツ施設の両方でアクセス可能なトイレを設置し、学習環境面でアクセスできる机を用意する、などの対策が含まれていた。この合意には、以下の事項も含まれていた。

- 1) 5年間にわたって実施していく移行計画にはっきりと作業工程を示す、
- 2) 大学教育上、アクセスできない場所からできる場所に移動できる選択肢を保証する移行計画においては、「Z大学が一個人を…教室やその他のイベントにアクセスできる場所に移動させる権限を以て指名し…その個人の情報と連絡先を公表する…」こととする、
- 3) Z大学は、米国障害者法の要件を満たすためにあらゆる改修、新たに建築する、施設の変更を検討する場合の責任と権限があるADAコーディネーター⁶⁾を雇用することとする、
- 4) あるプログラムにアクセスできるようにするために構造的な変更が必要となる場合、「その変更は可及的速やかに行われ、同意判決の承認から2年以内に完了されなければならない」とする、
- 5) バリアがひとたび除去された後、不十分なメンテナンスのためにそうしたバリアが再び現れることのないように、Z大学は「障害者にアクセスを供給するために必要な、施設や装置のそうした特性を作業可能な状態に保つ」こととする。この責任は夜間プログラムにも同様に拡張される、

6) サービスまたはアクセスの一時的な中断が、万一起こった際には、Z大学は「障害者のプログラムへのアクセスに関するサービスまたはアクセスの中断の影響を評価する。…Z大学は、必要に応じてプログラムに…障害者がアクセスできるようにする対策を計画および実施する…そうした対策は適切な標識による指示、または代替的なアクセス経路、あるいはプログラムまたはサービスをアクセスできるように移動させても良い」、などである。

判決では、火災時の安全確保が言及されていた。例えば、判決は、Z大学が構内の競技場に「避難所」を作ることを規定している。また、防火対策と運動障害者を非常時に避難させるための訓練を「キャンパスの各建物の各階において行い、この手続きを実行する責任を持つ担当者を教育し、少なくとも各学期に1度は彼らに実地訓練を行わせる」ことを規定している。さらに全教授陣および担当事務職員は、非常時に運動障害者を避難させる方法の情報を与えられているべきである、とする。また、判決ではZ大学のFに対する不特定の損害、弁護士費用や経費などについても規定している。

IV. 精神健康に問題を抱える学生や発達障害の学生の訴訟例

精神健康に問題を抱える学生や発達障害の学生の問題は、裁判所でも非常に活発に取り上げられており、それぞれの裁判所がどれを論点にするかによって判決に差異がみられる (Vickers, 2010)。以下のものは、Rothstein (2013) が示したものである。

(1) 障害学生の認定 (定義) を巡る判例

1) マクギネス対ニューメキシコ大学医学部 (1998)
試験不安症の医学部生は、障害学生とは認定されなかった。

2) カルテンバーガー対オハイオ大学訴訟 (1998)
注意欠如多動性障害 (ADHD) の大学院生は試験の成績について申し立てを行った。この院生は、大学の学業基準を満たしていなかった。裁判所は、受けている配慮の問題なのか、それが障害に起因するかどうかを断定できなかった。

3) デイビス対ノースカロライナ大学訴訟 (2001)
多重人格障害とされる学生の訴訟において、裁判所は多方面で遂行できていないとは認められず、障害学生と認定できなかった。

4) スワンソン対シンシナティ大学訴訟 (2001)
重度なうつ病の外科研修医学生は、集中力が妨げられるのは一時的で、投薬により軽減されており、コミュニケーション上の問題は短時間であった。その原因は医薬品によるものであり、その発症回数のごくわ

ずかであった。裁判所は、主要な生活活動を行う能力を本質的に制限されることはなかったとみなし、障害学生とは断定できなかった。

5) カニングハム対ニューメキシコ大学訴訟 (2011)
医学生が大学に申し立てを行ったが、医学生自身がアーレン症候群⁷⁾であることを主張しなかったために申し立てが却下された。

6) ルンビン対米国医科大学連盟 (2011)
医学部を受験する学生が受験の配慮を要求したが、大学側は行わなかったために学生が提訴した。裁判では、両眼視機能⁸⁾は正常範囲内であり、測定した専門検眼医は健常者の読みの能力と比較していなかったことから大学が配慮をしなかったことは違法であるとは言えないとされた。

7) ハルペルン対ウエイクフォレスト大学訴訟 (2012)
ADHDと不安障害の医学生が大学側に合理的配慮を初めて要請したのは、入学してから数年後であった。この間、この医学生には学内職員の専門的でない行為がなされていた。医学生は、このことによって無断欠席をするなど、ふさわしくない行動がみられるようになったとし、この間の大学側の扱いが不適切であると大学を訴えた。裁判で大学が提示した今後に行う配慮は、

- 1) 精神疾患の治療を受けさせる、
- 2) 問題を抱える医師の研修会に参加させる、
- 3) 厳格な保護観察を継続する、であった。

裁判所は、これらが医学生に対する合理的配慮に相当するとはみなさなかったが、この間の大学側の扱いが不適切であるとは断定しなかった。

(2) 入学試験や単位認定試験、採用試験を巡る判例

1) ミネソタ大学訴訟 (1995)
法学部の入学試験でLDの学生が不合格となり、学生が提訴した。原告のGPA⁹⁾とLSAT¹⁰⁾の成績は、他の受験者と比べてはるかに低いものであり、原告と同じレベルの受験者は誰も合格していなかった。裁判所は、LSATの要件をなくし、出願者のGPAの上方修正を行うべきだとする原告の主張を拒否することはADAやリハビリテーション法に違反していないとし、原告の訴えを棄却した。

2) ゲント対ラッドフォード大学訴訟 (1997)
原告の大学の成績平均点 (GPA) が入試基準に達していなかったために大学院入試で不合格となった。裁判所は、原告の訴えを棄却した。

3) グッケンベルガー対ボストン大学訴訟 (1997)
学生が大学に合理的配慮を請求した際、大学側は、その学生に過去3年間の証拠書類の提出を求めた。裁判所は、大学側の要求は障害学生に多大な負担を課すものであり、資格のある専門家が再検査は必要ないとみなした場合には標準化検査の提出は免除されるとし

た。裁判所は、大学側にLD、ADD、ADHDの学生に検査を行う場合の必要な専門的資格証明書を定めた。

4) ウェア対ワイオミング州審査委員会 (1997)

多発性硬化症の学生は、法学部で合理的配慮を受けていた。司法試験を取り仕切る試験実施団体に大学と同様な配慮を求めた。多発性硬化症の出願者に対する配慮要請を拒否した試験実施団体の主張が略式判決で認められた。裁判所は、法学部で合理的配慮が行われていたという事実は、司法試験でも配慮が与えられるべきであることを意味しているものではないとした。

5) ドーエ対ヴァンダービルト大学訴訟 (1997)

躁うつ病の学生が医科大学に再入学を求めた。裁判所は、医科大学が示した学力不足および行動の問題に基づく退学処分であることを認めた。

6) クレメント訴訟 (1998)

学習障害である大学院生が窃盗を犯した。この院生は、大学院刑事司法専攻の資格を満たしていなかった。裁判では、倫理規定違反を評価する際にこの学生の学習障害が考慮に入れられ、尋問は個別的に扱われた。

7) マムギネス対ニューメキシコ大学医学部 (1998)

学習障害である学生が医学部の進級を求めて訴訟をおこした。裁判所は、医学部は、成績がぎりぎりである学生を進級させる必要はない、これを行うことは医学部の教育課程の本質的な変更になるとみなした。

8) ヒューストン大学訴訟 (2002)

原告の標準化テストの得点が低く、それが入試の不合格の根拠となった。大学側は、当該スコアに配慮を行うとしたが、裁判所は、その配慮を受けるには、原告が必要な書類を作成しなければならないとした。

9) ヒューストン大学訴訟 (2005)

双極性障害の大学院生(ソーシャルワーク専攻)が学期末試験に合格しなかったために退学となった。院生はこれを不服として提訴した。裁判所は、大学院がこの院生をその他の院生と差別して扱っていないとし、大学側の退学処分を認めた。

10) マーロン対西ニューイングランド大学 (2005)

法学部に在籍するLD、パニック発作、うつ症状のある学生が大学側に差別を行っているとして訴えた。裁判所は、原告に障害があるかどうかをみなす資料が十分ではないとし、これを棄却した。

11) ミリントン対テンプル大学歯学部訴訟 (2008)

原告は教育水準を満たしていなかった。原告は健康上の問題に関する冗長な一覧表(リスト)を提出したが、裁判所は相当程度の制限を証明するものとして十分な証拠書類とは認めなかった。

12) ハルビル対テキサス農業経営大学訴訟 (2011)

LDとADHDの大学院生は、研究補佐員として雇用されていた。研究補佐員の勤務の欠席数が過剰であったために大学側は契約を終了した。大学院生は、これ

を不服として提訴したが、裁判所は、ADA違反にはあたらないとした。

13) ラディ対ルイジアナ州立大学農工学部訴 (2012)

うつと不安障害のある博士課程の大学院生が大学院助手に応募したが、不採用になった。この院生は、自分が大学院助手の業務を本質的にこなせる資格があることを大学側に主張しなかった。この院生は、頭部損傷が認められていたが、これに対する配慮として出席の免除と試験の時には試験時間の延長を要請していなかった。しかし、大学側は欠席や試験時間の延長を裏付ける文書をこの院生に提示し、配慮を行っていた。裁判所は、この院生がADAの第1編(雇用)及び第2編(公共サービス)に規定される事例ではないと判断した。

14) シン対ジョージワシントン大学医学部訴訟 (2012)

成績不振の医学部生が退学となったが、訴訟で原告は成績に学習障害が関連していることを示せなかった。裁判所は、授業以外の課外活動、不安、学習習慣の欠如など学習障害以外の原因もあるとした。

(3) 合理的配慮の配慮内容を巡る判例

1) アミー対セントルイス大学訴訟 (1999)

強迫性障害の医学部生は学業成績が不振のために退学となった。しかし、これは指導教員の変更に伴って評価が下げられたものであり、医学部生は報復¹¹⁾にあたるとして報復申立てをおこなった。しかし、裁判では報復にあたらないとされた。

2) ステルン対オステパシフィック大学訴訟 (2000)

失読症の医学部生は配慮を要請したが、大学側から提供されなかったために申し立てを行った。裁判では大学側は口頭による多肢選択方式の解答方法を追加する必要はなかったとの判断が下された。

3) フェリス大学訴訟 (2000)

失読症と試験不安症の学生は授業の欠席を繰返し、これが授業の成績に影響した。学生は、合理的配慮が十分でないことによるものだと大学を訴えた。大学側の配慮が成績に影響を及ぼしたとする学生の証拠が不十分であったために学生は敗訴した。

4) コンスタンチーネ対ジョージメイソン大学訴訟 (2005)

難治性片頭痛症候群がある法学部の学生が試験の際に時間延長を申し出たが、大学は拒否した。学生の申し出は認められなかった。

5) ロング対ハワード大学訴訟 (2006)

博士課程の学生の学位論文の提出は博士候補者の期間をはるかに超えていたが、復学して提出したいと訴えた。略式判決により学生の申し立ては否認された。

6) ハイデン対レッドウッドコミュニティ大学訴訟 (2007)

聴覚障害の学生が、効果的なコミュニケーションを確保するために通訳者を決めるために関与したいと大学側に要求した。この学生の訴えは、略式判決により否認された。

7) フォーベス対セントトーマス大学訴訟 (2010)

心的外傷後ストレス障害の法学専攻の学生が合理的配慮を大学側に要求した。大学側が要請拒否を行ったために学生は大学を提訴した。裁判では、大学側が要請された配慮が教育課程に負担を課しているものである、それ以上の配慮は提供できない、という証拠を示せば、大学側の主張を認めると言う判決が下された。

8) ホペ対ノースダムメリーランド大学訴訟 (2011)

ADDの博士課程生には試験の時にはいつも配慮がなされてきた。6科目のうち3科目が不合格だった。この学生は有資格障害者であったために一般的にとられる受験の際の合理的配慮が試験に適用されるようになった。

9) アルクー対ロス大学訴訟 (2012)

聴覚情報処理障害¹²⁾の学生が試験のときに大学側にライブリーダーの使用を願い出たが、それではなくテープしか認めず、学生は試験に合格できなかった。学生は、大学側の処置はリハビリテーション法504条とADA第2編に違反していると訴え、大学側が行ったテープしか認めない措置は適切ではないと判断された。

10) レイチェル対エリザベスタウン大学訴訟 (2012)

ADHDの学生に大学側は様々な合理的配慮を行っていたが、この学生の懲戒問題が起きた。学生は合理的配慮が理由ではなく、医療上の理由によるものだと主張し、それが理由による退学であることが認められた。

11) セラー対リオグランテ大学訴訟 (2012)

看護学科の障害学生は、チューターを要求していなかった。しかし、チューターのサービスは、この大学では、一般学生にも提供されているものであった。こうした場合には、大学側は障害学生から申請がなくてもチューターのサービスへの合理的配慮を行う必要があるとした。

(4) 復学を巡る判例

1) エスマイル対ニューヨーク州立大学訴訟 (1995)

薬物中毒の学生に退学処分が下った。大学側が正規の退学処分の手順に従わずに処分を決定して学生に通知したとして学生は不服申し立てを行った。裁判では処分の決定手続きは審議手順を踏まえないで行ったものであり、適性手続きによるものではないとされた。

2) チップス対テキサス工科大学訴訟 (1996)

心理学部の博士課程の学生は学習障害について知らせず、配慮を要請することもしなかった。退学はADAと504条の違反とはならない。

3) マイケル対ミリキン大学 (1998)

強迫性障害の学生が、パニック発作の発症後、退学した。大学側は、再入学は、毎週の治療を受け、精神医学の専門の医師により処方された投薬計画に従うことを条件とした。学生は、和解契約書締結後に復学した。

4) リーコク対テンプル大学訴訟 (1998)

学習障害の医学部生は、在籍の教育水準に達せず、退学となった。学生は初年度及び退学前に大学当局に障害について知らせていなかったために学生の申し立ては却下された。

5) ズクル対カリフォルニア大学 (1999)

学習障害の医学部生は、退学となったが、教育基準を満たしていなかったために学生の復学の請求は却下された。

6) ガルシア対ニューヨーク州立大学訴訟 (2000)

医学部の学生は、成績が不十分のために退学となった。この学生の診断が明らかにされる前に退学となったために学生の申し立ては却下された。

7) ストルージャン対レーマン大学訴訟 (2010)

学生の除籍が障害であることが分かる以前に行われた場合は、差別とはならないとの判決が下った。

8) シン対ジョージワシントン大学医学部訴訟 (2005)

障害学生の義務は、配慮を受けるために大学に障害者であることを知らせることである。それをせずに、学生が退学となった後に在学中に配慮が必要であったと訴えても大学側は、復学させる義務はないとの判決が下された。

9) マプレス対テキサス医科大学訴訟 (2012)

ADHDとうつ病の医学部生は、ある学業上の理由で退学となった。ADAもリハビリテーション504条も「障害を理由に」除外することを禁じている。学生からの書類は締め切りまでに提出されなかった。成績は、コース基準を満たしていなかった。退学と成績との因果関係が議論され、復学は、合理的な配慮とはみなされなかった。それは医学部の教育課程を根本的に変更する可能性があり、医師の資格基準を変更する必要はないとされた。

10) ペーターズ対シンシナティ大学医学部訴訟 (2012)

学習障害と注意欠如障害 (ADD) の学生は、数点足りずに試験が不合格となった。学生は、投薬による治療計画が安定したと判断した後に再試験を許可して欲しいと訴えた。合理的配慮として再試験が必要となる場合があることが認められた。学生は精神医学上の問題が理由で退学させられていたかもしれない。

11) リプトン対ニューヨーク大学歯学部訴訟 (2012)

読み障害の歯学部生は、試験の時には時間の延長が認められていた。この学生は、再入学費用を支払わずに、制限なく国家試験の再受験が許可されるように

要請したが、却下されたために大学を訴えた。学内での試験の配慮が学外の試験の配慮に繋がるものではなく、学外の試験に対する配慮の要請は合理的ではないと判断され、ADAと504条の申立ては却下された。

V. 考察

前述した判例をもとに若干の考察を行う。

訴訟の中には、学生が単に単位履修がうまくいかなかった場合やある種の違法行為が明るみになるまで学生が大学に障害や配慮の必要性を知らせていなかった場合もある。裁判所は、学生に大学側が再入学を拒否したり、成績不良による退学を求めているのではないことや自己申告などを周知し続けている。同時に大学側に学生とのトラブルを解決し、改善していくための様々な積極的な取組みを提示している。

大学等が障害の志願者を審査するために標準化テストや適格基準のある検査を使用することはADAやリハビリテーション法に違反していない。大学は、障害学生に外部機関の標準化テストを受けるように要求でき、その成績を合否の判断材料にできる。標準化テストの配慮は、試験の実施団体（主催する機関）が行うとされている。試験を巡っては、司法試験に関する訴訟がみられる。

障害学生は、自分が障害者であることを示す文書（証拠書類）を提出する必要がある。その費用は、学生が負担する。障害学生が入学した際には、大学側が障害学生に配慮する手順を明確に示す。大学の規約（方針）に障害学生がどのように配慮を要請し、紛争の解決のプロセスを明確に示す。専門家が作成する証拠書類には、どのような配慮が適切であるかが明確に記載される。大学の規約は、すぐ利用できる状態であり、学生が理解しやすいものとする。証拠書類の提出に関する争点は、提出の時期、評価者の資格証明書、症状／状態の診断、学生が要請する配慮と症状との関連性、過去の配慮を尊重する、などである。

ADA改正法（2008）やリハビリテーション改正法（1973）といった法令は、教育法令とは対照的に、差別を防止し、障害学生がアクセスでき、機会を確保していくために、すべての大学が合理的で必要な修正を規則、方針、教育の実際に加えていくことを求める公民権法令である（Vickers, 2010）。「機会均等」とは、一般市民が利用できるものと同等なアクセスと機会という意味であり、「機会均等」の要件は、身体障害学生を建物の2階に連れていくことや映像を見させることよりも、教学上のサービスを実践していくことは非常に不確かで難しい面がある（Vickers, 2010）。

米国障害者法が2008年に改正されるまで、LDやADDの学生に合理的配慮を提供するには、学生に障害があることだけでなく、その障害が講義、実験、

または試験などで一般学生と同じレベルで実施するのを妨げていることを証明する必要がある。2008年以降は、障害があることを示すだけでも合理的配慮の対象となり得ることが多くなった。米国障害者改正法とリハビリテーション法第504条を遵守するために、どの程度のLDやADDの学生が合理的配慮を受けるべきかという問題を巡り、混乱があるからといって障害学生支援室のスタッフや教授陣を責めることはできないとの指摘もある（Vickers, 2010）。

最後に我が国の障害学生支援の今後の展開について言及する。大学が下した入学試験の合否、学生の成績不良による学籍異動等に対して学生が不利益扱いを受けたとして法的な異議申し立てをおこなったが、必ずしも学生の主張が認められなかった米国の事例から次の諸点が指摘できる。

1) 近年の障害学生の裁判では障害が個人の主要な生活活動を実質的に制限しない場合において証拠書類に記載されている症状がADAの規定する障害に該当するかどうかについて厳格な評価が行われている。2008年にADAが改訂され、証拠書類の要請は合理的、かつ配慮に必要な範囲に限られ、過去の配慮に関する証拠書類には相当程度に重視すべきであり、要請への対応は時宜にかなったものでなければならぬ、ADAを改正し、障害の定義を拡大した後であってもその学生に障害があるとは言えない、学生に合理的配慮がなされたとしても有資格の障害者ではない、ことなどから我が国が当面、申請主義に基づいて合理的配慮を行っていくとする考え方に立つならば、「障害学生」の診断を確定する学内の部署を設置する必要がある。

2) 学生が障害を認識しておらず、配慮を求めていなかった、学生の中には自分から配慮の要請をしなくても大学側が配慮を提供してくれるものと考えていた、学生は配慮を受けずにうまく達成（成就）したいと思っていた、ことが挙げられ、今後、自己擁護（アドボカシー）の技法を学生に修得させるプログラムを開発していく必要がある。高等教育段階で初めて行うのではなく、初等教育段階から考えていく必要がある。

3) 学生は配慮を受けずに過去に成功しており（良い成績をあげてきた、など）、配慮が必要であると実感していない、学部の専門課程に進級したり、学部から大学院に進学したときにはじめて配慮の必要性を感じた、ことが挙げられ、周囲は、学生の「困り感」を早期に気づき、配慮の計画を作成し、教育段階に応じて実行していく必要がある。

4) 双極性障害のように学生の症状がごく最近に判明した、ことが挙げられ、青年期のメンタルヘルスに留意していくためにも学内の保健管理センター等の機関との連携体制を構築していく必要がある。

5) 卒業要件等の免除や授業の出席の免除など、学生が要請した配慮が合理的ではなかった、学生が示した

証拠（証明文書）が配慮を正当化する上で適切ではない、提出された証拠文書は障害があることを認定しているが、学生が要請した配慮が障害と関連性がない、ことが挙げられており、障害学生支援に対する学内の合意形成を図る部署の設置が必須である。

VI. おわりに

大学は学生に教育課程の必須要件を遂行することを求める。大学は、合理的配慮を行うだけであり、規準を下げたり、根本的に教育課程を変更する必要はない。合理的配慮の範囲を考えていく上でADAが示している「過重な負担」は常に議論の対象となる。

我が国の就職活動においては大学の成績がさほど重視されていない面もあることから大学生の多くが高校のときほど、こだわりがないようであるが、米国の学生はそうではない。それは、将来のキャリアに直結した学びを修めたことを証明する成績を持って就職活動に臨むために障害の有無にかかわらず成績にはデリケートになっている。それだけに障害学生は合理的配慮に関心がある。障害学生は、米国障害者法（ADA）やリハビリテーション法改正法で保障されたサービスを受け、自分にとって最高度の成績を得たいと考えている。それだけに復学の問題も大きな関心事である。

注

- 1 病院内で一定の期間に救急、家庭医療、外科、内科、小児科、神経内科・精神科、整形外科、放射線科、皮膚科、眼科、泌尿器科などの実習を行う。
- 2 企業等では、成績不振とみなされた従業員に指導の一環として一定の期間を設定した上で、上司と部下が具体的な業績目標や取るべき行動（アクションアイテム）等を設定し、お互いにその進捗状況を密に確認しながら進めていくという、改善指導の一手法である。
- 3 女性が平等な教育の権利を持つことを要求する運動が高まり、1972年に高等教育法と同条項が修正され、高等教育において性の違いを理由とする差別が禁止された。それ以降、伝統的に男性対象の分野と見なされていた医学や法律、工学などの分野において女性の入学が著しく増えた。
- 4 オンライン学習の補助教材の一つ。教授がレポート等の課題を示し、学生は回答・質問を行い、教授の回答を参考にしながら課題を完成させる。この教材には、電子図書がついており、学生はこれを事前に読んで、教授とやり取りを行う。
- 5 尿漏れや車椅子での排尿をより確実にするための尿バッグ。
- 6 50人以上の職員がいる政府機関と地方公共団体は、ADAコーディネーターを1名は置くこととなっており、大学プログラムが米国障害者法の要件に合致するよう教室、プログラム等にアクセスできるように施設を改善する責任と権限がある。
- 7 光の感受性障害であり、特定の波長の光をうまく処理できない脳の認知システムの問題。普通の明るさのもとでもま

ぶしさを感じたり、文字を読むのに人一倍の集中力が必要である。

- 8 両眼不良は、片眼ずつの視力が良くても両眼でものを見る働き（両眼視機能）が低下している場合をさす。両眼単一明視（視線合わせとピント合わせ）がスムーズでないとな本を読むとき文字や行を飛ばしたり、真直ぐ走れなかったり転んだりぶつかったりしやすい、本を読むと疲れやすい。
- 9 Grade Point Averageの略であり、各科目の成績から特定の方式によって算出して学生の成績評価値を求めたもので学力を測る指標となっている。
- 10 Law School Admission Testの略であり、米国法科大学院適性試験。法学部入学評議会によって運営され、読解力、論理的・分析判断力、表現力（口頭）を評価する標準化テスト。
- 11 例えば、Aは、社員の不正行為を目撃し、上司にその出来事を報告した。数週間後、突然、Aは別の部署に転任するよう上司から言い渡された。Aにはその理由が知らされなかった。昇給や昇進の拒否、電子メールによる嫌がらせ、業績に悪評価をつける、配置転換、転動等の例がある。
- 12 末梢聴力には明白な難聴を呈さないが、中枢性聴覚情報処理の困難さによって難聴に似た症状を呈する状態。

文献

- 1) Vickers, Z. (2010) Accommodating College Students with Learning Disabilities ADD, ADHD and Dyslexia. The John William POPE CENTER for Higher Education Policy.
- 2) Rothstein, L. (2013) Getting Practical: ADA and Accommodation Issues on Campus (PowerPoint Presentation on March 2013 CLE Workshop)
- 3) 都築繁幸 (2014) 障害者に途切れない支援を—国連の「高等教育の機会平等の保障」実現に向けて—シナプス、36、2-3.
- 4) 都築繁幸 (2015a) 障害者に途切れない支援を—大学の新しい機能強化としての障害学生支援—シナプス、42、2-3.
- 5) 都築繁幸 (2015b) 国連の障害者高等教育の機会均等に関する一考察 愛知教育大学研究報告 第64輯（教育科学編）1-9.
- 6) 都築繁幸 (2017a) 裁判事例からみる米国障害学生支援の現状 障害者教育・福祉学研究13、93-106.
- 7) 都築繁幸 (2017b) 米国の障害者教育・福祉の最新情報 ⑥ 障害学生の裁判事例-2- シナプス、55、54-57.
- 8) 都築繁幸 (2017c) 米国の障害者教育・福祉の最新情報 ⑦ 学習障害学生の事例から シナプス、56、58-63.
- 9) 都築繁幸 (2017d) 米国の障害者教育・福祉の最新情報 ⑧ LD、ADHD、ADDの学生の事例から シナプス、57、64-67.
- 10) 都築繁幸 (2017e) 米国の障害者教育・福祉の最新情報 ⑨ メンタルヘルスに問題を抱える学生の事例から シナプス、58、56-59.

(2017年9月25日受理)